

誘導施設一覧

誘導区域	分類	誘導施設の設定	誘導施設の定義	維持	誘導	備考
本厚木駅周辺 (都市中心拠点)	行政機能	市庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	—	
	介護福祉機能 医療機能	保健福祉センター	厚木市立保健福祉センター条例第2条に規定する施設	○	—	
		地域医療支援病院	医療法第4条に規定する地域医療支援病院	○	—	
	商業機能	大規模小売店舗 (3,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項で規定する商業施設 飲食料品を取り扱う店舗に限る。	○	○	多様な商業集積を図るため大規模小売店舗の維持を図りながら、その周辺に小規模な小売店・飲食店の立地を促すよう努める。
	子育て機能	子育て支援センター	厚木市子育て支援センター事業実施要綱第2条に規定する施設	○	—	
	教育・文化機能	図書館	厚木市立図書館条例第2条に規定する施設	○	—	
		科学館	厚木市立子ども科学館条例第2条に規定する施設	○	—	
		市民交流施設	厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例第2条に規定する施設	○	—	
		市民ホール	市民福祉の増進及び芸術文化の向上を図るため、市が設置する施設	—	○	
		大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む。)	学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校 学校教育法第108条に規定する短期大学 学校教育法第124条に規定する専修学校	○	○	
愛甲石田駅周辺 (都市拠点)	商業機能	大規模小売店舗 (1,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項で規定する商業施設 飲食料品を取り扱う店舗に限る。	—	○	駅利用者や周辺住民の利便性を向上するための商業機能等を誘導する。
	教育・文化機能	大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む。)	学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校 学校教育法第108条に規定する短期大学 学校教育法第124条に規定する専修学校	—	○	